

独立行政法人工業所有権総合情報館法の一部改正に伴う経過措置に関する政令第二条に規定する経済産業省令で定める課又はこれに準ずる室を定める省令について

平成18年11月
特許庁総務課

1. 省令の概要

独立行政法人工業所有権総合情報館法の一部改正に伴う経過措置に関する政令（平成18年政令第330号。以下「政令」という。）の施行に伴い、独立行政法人工業所有権総合情報館法の一部改正に伴う経過措置に関する政令第二条に規定する経済産業省令で定める課又はこれに準ずる室を定める省令を制定する。

2. 省令の内容

独立行政法人工業所有権情報・研修館に職員を引き継ぐ特許庁の課又はこれに準ずる室の特定については、政令第2条において省令委任されていることから、本省令において定めることとする。

3. 施行期日

本省令は、平成18年11月8日から施行する。